

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

〔平成23年10月7日
閣議決定案〕

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第8条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

前文中「本方針は」を「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「本方針」という。）は」に改める。

第2章3. 中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改め、同章3. ①中「基本方針に適合」を「本方針に適合」に、「本基本方針の」を「本方針の」に改め、「本基本方針第1章2. ①及び②に掲げられた目標に従い、認定を受けようとする市町村において、地域の実情に応じて、重点化等を行って目標を設定することができる。」を削り、「その掲げた目標を達成するまでの」を「中心市街地の活性化を実現するための」に改め、「また、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければならない。」及び「なお、どのような指標を使用するかは各市町村の判断によるものであるが、その指標を使用して設定した数値目標が計画期間内に達成されているかどうかを判定できるものであることが必要である。」を削り、同章3. ②中「目標を達成するために」を「中心市街地の活性化を実現するために」に、「①a) で設定された目標の達成に」を「中心市街地の活性化の実現に」に、「記載されていること必要」を「記載されていることが必要」に改め、同章3. ③中「目標を達成するために」を「中心市街地の活性化を実現するために」に改め、同章4. (1) 中「第9条第4項」を「第9条第5項」に、「第9条第2項第7号」を「第9条第2項第5号」に改め、同章4. (2) 中「法第9条第2項」を「法第9条第2項及び同条第3項」に改め、「添付するものとする。」の次の行に「法第9条第3項第2号で定める中心市街地の活性化の目標を定める場合は、本方針第1章2. ①及び②に掲げられた目標に従い、認定を受けようとする市町村において、地域の実情に応じて、重点化等を行って設定することができる。その際、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定するものとする。」を加え、「また、市町村が」を「なお、市町村が」に、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」を「本方針」に改

め、同章4. (3) 中「第9条第8項」を「第9条第9項」に、「同条第2項第4号から第10号」を「同条第2項第2号から第8号」に改め、同章4. (4) 中「第9条第6項」を「第9条第7項」に、「なお、法第9条第7項」を「なお、法第9条第8項」に改め、同章6. (1) ①中「目標が達成できるよう」を「中心市街地の活性化が実現できるよう」に、「設定した数値目標に係る指標」を「目標を設定している場合は当該目標の達成状況」に改め、同章6. (1) ②中「認定基本計画に掲げた目標の達成状況等」を「中心市街地の活性化の状況等」に改める。

第4章1. 中「市街地の整備改善の目標に沿って」を「中心市街地の活性化の実現のために」に改め、第4章2. (2)、第5章2. (2) 及び第6章2. (2) 中「基本計画の目標達成のための」を「中心市街地の活性化を実現するための」に改める。

第7章1. 中「商業の活性化等の目標に照らして」を「中心市街地の活性化の実現のために」に改める。

第8章中「基本計画の目標達成のための」を「中心市街地の活性化を実現するための」に改める。

第11章2. 中「都市計画との調和」を「都市計画等との調和」に改め、「必要がある。」の次の行に「また、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく市町村計画をはじめ、他法令に基づく種々の計画との調和を図ることも必要である。」を加え、同章中3. を削り、4. を3. とし、5. を4. とし、6. を5. とする。